

事前相談を受けたが対象外と判明し、関連部局に対応を依頼するもの（例）

	相談	概要	関連部局への対応依頼
1	ご当地ナンバーの導入に必要な自動車登録台数の緩和 (ご当地ナンバー導入要綱)	ご当地ナンバーの導入に必要な登録台数10万台以上という条件を緩和する。	国が直接執行する事業の運用改善に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。
2	外国人技能実習制度の実習実施機関に係る規制緩和 (出入国管理及び難民認定法)	外国人技能実習制度について、技能実習期間中の実習実施機関の変更又は複数の実習機関共同での実習実施を可能とする。	民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。